

A 友の会ライフ保険(75歳型)

(リビング・ニーズ特約、代理請求特約 [Y] 付集団月掛扱無配当定期保険 (Ⅱ型) 【生命保険】)

A 友の会ライフ保険
(75歳型)

一時払退職後終身保険

死亡・高度障害の保障は、75歳まで継続加入できる友の会ライフ保険(75歳型)と一時払退職後終身保険*の2種類があります。保険期間や合計保険料・合計保険金などバランスを考えてご希望のプランを選択ください！

*一時払退職後終身保険の詳細については、P23～26に記載しています。

意向確認【ご加入前のご確認】

友の会ライフ保険(75歳型)は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障の内容・特長

- ご加入者が**死亡・高度障害**となられた場合、死亡・高度障害保険金として**一時金200万円**が支払われます。

死亡・高度障害のとき
死亡・高度障害保険金

200万円

◀リビング・ニーズ特約▶余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

- 75歳まで継続加入できます。**

平成30年11月1日からご加入者が75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。(ただし、年齢は保険年齢です。)

※お支払事由に該当し、保険金をお支払いした場合には、その保障は終了します。
※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

- 満了(75歳)まで同じ保険料率で継続できます。**

本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である平成30年11月1日の新規ご加入または増額部分について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

加入資格

本人

平成30年10月末日現在、公立学校共済組合「福祉保険制度」の**ファミリー年金(新基本プラン・基本加入・2倍プラン・3倍プラン)**に2年以上継続加入しており、平成30年11月1日現在、満60歳を超え、満70歳6ヵ月未満の一般財団法人 公立学校共済組合友の会会員の方。

健康状態にかかわらず加入することができます。(健康告知は不要です)

- ・詳しくは、加入申込書兼告知書をご覧ください。
- ・引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
- ・「ファミリー年金死亡給付金(3万円)」にご加入されている方は、「友の会ライフ保険(75歳型)」には、ご加入できません。
- ・現職中にファミリー年金にご加入された際に告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・常勤の公務員として再就職され他の共済組合の組合員となり、公立学校共済組合の年金受給者でなくなった場合、保障は終了します。

保険料

加入区分【本人】

月額保険料〈保険期間75歳満了、集団月掛扱、保険金額200万円〉

加入時の保険年齢	男性	女性
61歳	月額 4,354 円	月額 2,296 円
62歳	4,686	2,474
63歳	5,074	2,660
64歳	5,526	2,884
65歳	6,058	3,146

- ・保険料は年齢・性別により異なります。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢61歳=平成30年11月1日現在満60歳6ヵ月を超え満61歳6ヵ月まで
- ・退職共済年金または老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含みます。)からは、2ヵ月分の保険料を控除します。(上記は1ヵ月分の保険料です。)
- ・ただし、昭和31年4月2日から昭和33年4月1日生まれの方は平成30年度以降、年金が支給される年度までは、「移行(加入)手続書」の提出時に指定された登録口座から、年に1回(10月22日<金融機関休業日の場合は翌営業日になります>)保険料振替を行います。年金の支給が開始された年度の翌年度からは、基本的に老齢厚生年金からの控除になります。
- ・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。
- ・記載の保険料は総保険金額100億円以上300億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢及び保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)
- ・上記年齢以外の方は、引受会社までお問い合わせください。
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

MY-A-18-定期-000831

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P29~31